

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第15回）開催結果概要

1 日時

平成18年7月21日（金）午後3時から午後5時まで

2 場所

最高裁判所公平審理室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋吉仁美，井堀利宏，酒巻匡，仙田満，高橋宏志〔座長〕，中尾正信，
前田裕司，山本和彦，吉田統宏

（事務総局）

戸倉三郎審議官，中村慎総務局第一課長，吉崎佳弥総務局参事官，
小林宏司民事局第一・三課長，稗田雅洋刑事局第一・三課長，
早田尚貴行政局参事官，松村徹家庭局第一課長

4 進行

（1）新委員の紹介

戸倉審議官から吉田統宏委員が紹介された。

（2）意見交換

① 民事控訴事件に関する統計的な分析について

小林民事局第一課長及び早田行政局参事官から，資料1に基づき，民事控訴事件の審理期間等に関する統計的な分析について説明がされた。

（中尾委員）

図4-1のグラフだが，平均期日間隔が年々拡大しているのは意外だった。期日間隔の中身は，記録が地裁から高裁に送付されてから第1回期日までの期間，実質的な審理期間，終結後判決までの期間であり，ここで，平均期日回数が減っているのに平均期日間隔が延びているのは，おそらく，第1回期日までの期間が延びているか終結後判決までの期間が延びているかのいずれかだろうが，これをど

う評価すればいいのか。実質的な審理期間・審理回数が減って、かつ期日間隔が延びているというのは、ある意味逆に問題があるように感じる。

もちろん、第1回期日前の期間や終結後判決言渡までの期間には、争点整理や和解などのやりとりが含まれているのだろうとは思いますが、これらはデータに表れていないので、こういうグラフを作って、どういう感想を持っているかを、むしろお聞きしたい。このあたりの中身の詰まったものがないと、このグラフではある意味では審理の充実・迅速化の観点からしてどうかという印象を受ける。

(小林民事局第一課長)

中尾委員がご指摘されたように、期日前あるいは終結後判決前の段階で進行協議なり和解のような形で、事実上やりとりを進めるという運用もあるというように聞いているので、そのあたりの影響を受けた可能性はあろうとは思いますが、それ以上のところについて必ずしも今の段階で詰めていない。

(前田委員)

今の関連で、表3を見ると争点整理手続を実施した事件が12.5%あり、私ども実務家からすると非常に多いと感じるが、争点整理に付された期間は統計上は出ていないのか。

(小林民事局第一課長)

高裁の関係では統計はとっていない。

(前田委員)

そのあたりが、私の感覚では、先ほど言われた問題とつながっているのではないかと思うのだが、確かに、争点整理は多い気がする。

(山本委員)

今のご意見に関連して、同じ専門訴訟でも、医療関係事件や知的財産関係事件は、口頭弁論の期日の回数はかなり多いが争点整理は特に多いという印象は受けられない一方、建築関係事件は、口頭弁論はそれほど多くないが、争点整理をすることが多いと感じる。この統計からは、医療関係事件などは第一審の事実認定に何

か問題があって口頭弁論をやるが、建築関係事件では、そもそも第一審の争点整理自体がうまくいっていないくて、高裁でそこからやり直さざるを得なくなっているようにも見えるが、そのあたりの経過を調べてみると面白いかもしれない。

中尾委員のご指摘の点については、統計上判決言渡期日をカウントしていないことが影響しているのではないかと。つまり判決言渡期日を期日としてカウントしないと、1回結審の場合は期日は1回のみということになるので、統計上期日間隔がどうしても長く出てしまうのではないかと。そうすると、1回結審事件の割合が増えると全体として期日間隔は増えていくという関係になるような感じもする。統計的な問題かもしれない。

(小林民事局第一課長)

今のご指摘、特に後者のご指摘は、技術的な側面もあるかもしれない。若干ご説明すると、1回結審で受理から第1回目まで1か月、判決言渡しまで1か月とすると、今の統計で採用している方法では、2か月を1で割るということになり、平均審理期間は2か月となる。これが例えば、3か月かかって2回だと1.5月の平均期日間隔となり、1回結審が増えると、ややそういう見た目の平均期日間隔が増えるという影響が出ているのかもしれない。

(中尾委員)

そういう影響もあるとは思いますが、単なるカウントだけの問題ではないように思う。1回結審したものについて、本来は柔軟に何回かに分けて審理すべきものが1回に回避されている、言い方を変えれば、実質審理がかなり狭められているという傾向にあるのではないかと。ある意味、充実化の観点からすると、言葉は悪いが形がい化の方向の1つとして表れているのではないかと、そう読み取れないこともない。だからこそ、この間隔はなぜ広がっているのかを分析をする必要があると思う。

(小林民事局第一課長)

さまざまな要因があろうかと思う。そのところは先ほども申し上げたとおり

必ずしもまだ詰めて分析していないので、ご指摘を踏まえてまた分析していきたい。

(秋吉委員)

聞いた話では、今は一審で争点整理をきちんとやり証拠も調べているので、控訴審ではもう人証調べ等の必要がなく、一審の記録を精査すると大体高裁としての方向性・結論が決まってしまう、あとは和解の余地がないか何回か試みて、それが難しければ1回結審で終える、というやり方もかなりあるそうなので、こういった事件の割合がもし高いのであれば、充実していないということとはちょっと違うのではないか。

(高橋座長)

統計資料からだとなかなか分析が難しそうなので、ヒアリングなどを加味することも有効になってくるのだろうか。

(小林民事局第一課長)

地裁での審理期間2年を超えるような事件が高裁に大挙して来ていた時代と、そういったものが激減した時代では受ける高裁の事件の動向も大分違うのだろうと感じる。このあたりは統計データも踏まえながら、今、座長がおっしゃったようなヒアリング等も含めて分析をすることになるだろう。

(高橋座長)

中尾委員の言われた充実度というのは、どのような指標で出せるのか。人証などを調べれば充実したということになるのか。

(中尾委員)

例えば図4-2に平均人証数の推移があるが、確か一審の検討をしたときにも、反省を込めて、人証は絞り込まれ過ぎているのではないかという検討の議論があった。一審の充実は構わないのだが、一審においても人証が絞り込まれて、なおかつ控訴審もこのように急激に絞り込まれてゆくと、やはり、これでいいのだろうかと思ってしまう。

私は必ずしも1回結審がよくないとは思っていないが、図9を見ると約56%が1回結審とある。感覚では、それよりもうちょっと多いのではないかとも思う。もちろんその後には和解というものもあるが、かなり多くなってきていると言える。そうすると、訴訟構造で本来控訴審は続審と言われているが、現状は、事後審のように運営されており、控訴理由、証拠を絞り込んでいくと、そうは余り新たな争点が出ないということになりがちなのではないか。人証調べについても同じように絞り込まれすぎて、必ずしも当事者の納得を得ていないのではないか。

やはり控訴審というのはある意味で訴訟事件の最終解決をする場であって、一審で解決できなかった当事者のいろいろな不満などを控訴審が吸収して、それにより最終的に納得のいく解決ができないかということも期待されているのだが、そういった点が機能しているかどうかについては、代理人として疑問を持っている。

(前田委員)

当事者の納得度イコール充実ということではないかもしれないが、証人が余りにも採用されないという感覚は受ける。高裁の場合、陳述書を多用することが関連しているのかもしれない。また、和解を勧められることが結構あり、うまくいけばいいが、逆に和解できず判決まで行ってしまうと、当事者に不満として残ることが多い。

(山本委員)

もし可能であれば、控訴審の判決結果が控訴棄却になったか逆転したかによって審理期間などが変わるのか、特に、逆転したような場合に、1回結審ではなく、証拠調べで判断を変えているのかという、そのあたりを調べていただきたい。

(小林民事局第一課長)

多分ある程度は可能だと思うが、そこはまた検討したい。

(井堀委員)

一審のデータと控訴審のデータとのマッチングだが、一審の審理期間が長いほ

ど控訴審のデータは長いのか、逆に一審で長い事件ほど控訴審が短くなっているのか、あるいはその相関が全然ないのか、そのあたりはデータ的に取ることは可能か。

(小林民事局第一課長)

今までそういう形で統計をとったものはなかったが、一審の提訴時期は分かるので、うまくやれば期間は出てくるかもしれない。これも一種のマッチングになるが、図45をご覧いただくと、青が一審から控訴審終局までの平均審理期間であり、黄色が一審の最初から高裁に記録が送られるまでの期間なので、この内訳は出せると思う。

(仙田委員)

今のことに少し関係するが、第1回報告書の63ページの図69「既済事件の審理期間別事件数の推移」と資料1の図46を比較して、審理期間のバランスを見てみると、一審の方は余り大きく変わっていないように見えるが、控訴審は平成10年ごろからそのバランスが変わってきている。これは何か理由があるのか。

(小林民事局第一課長)

新民事訴訟法の施行により、一審の審理の仕方が変わったり、控訴審でも規則で控訴理由書の提出が義務付けられたことにより、争点を早期に明確化するようになったことが影響しているのかもしれない。

② 刑事控訴事件に関する統計的な分析について

稗田刑事局第一課長から、資料2に基づき、刑事控訴事件の審理期間等に関する統計的な分析について説明がされた。

(前田委員)

図20に控訴理由別に事実の取調べの行われた人員が出ているが、事実の取調べが行われた全体の事件数は分かるか。また、控訴審は事後審であることから、元々事実の取調べが少ないという面はあるのだろうが、最近非常に厳しくなっているという感覚があるので、経年的なデータも出してもらいたい。

(稗田刑事局第一課長)

今回の資料にはないが、別に公表している「平成16年における刑事事件の概況」によれば、平成16年の終局人員9,170人のうち71%に当たる6,514人について事実の取調べが行われている。その内訳は、被告人質問のみが30.6%,被告人質問と他の証拠調べが36.8%,他の証拠調べのみが3.6%となっている。

(酒巻委員)

いろいろ詳しく分析された興味深い結果ではあるが、現在の控訴審の建前や実際の審理のやり方からすれば、余り驚くような結果ではないというのが全体の印象である。

刑事の場合は、控訴理由によって控訴審の審理の在り方が大きく違ってくるが、検察も被告人側も最も真剣に争うのは事実誤認が控訴理由になっている場合であり、現在の運用は、事後審査という建前ではあるものの、破棄する場合は、控訴審の審理内容が事実認定を自らやり直すことができるところまで近づいていくので、結果として破棄差し戻しではなく破棄自判が多くなっている。このため、自判まで行くためには審理に長期間を要するという傾向が現れているのだと思う。しかしながら、将来、裁判員制度が始まり、第一審に裁判員が関与した重大事件について控訴審に有罪か無罪かを争う事件が上がってくると、今までどおり一審の記録検討と職権調査によって職業裁判官が裁判員の関与した事実認定を破棄し自判するというのは果たして適切かという問題がある。また、一審の量刑に対する審査の姿勢にも、ある程度の幅を許容する方向への変化があり得るのではないかと思う。そういう意味で、裁判員制度対象事件については、控訴審の活動にもこれまでとは違った影響が出てくる可能性がある。

それから、民事に関しても先ほど発言があったとおり、弁護士の立場からすれば、控訴審でも数回はじっくり公判期日を開いて、そこで被告人の言い分をもう一度聴いてほしい、あるいは新たな証人を調べてほしいという希望があるという

のはよく分かるが、それとともに、やはり刑事の控訴審の場合は、一審とは異なり、事前に一審の記録を徹底的に検討し、新たな証拠の取調べの必要性についての判断もした上で審理に臨んでいるということを前提に開廷間隔等を理解する必要があるのではないかという印象を持っている。

(前田委員)

破棄自判は増えているのか。

(稗田刑事局第一課長)

それほど長いスパンで見ているわけではないが、最近では、破棄差戻しよりも自判の方が非常に多くなっているようである。

(井堀委員)

破棄自判の場合、どれくらい一審判決とかい離しているのか。

(稗田刑事局第一課長)

典型的なのは、判決後の情状を理由とする量刑不相当の場合で、判決後に示談ができたので破棄した上で新たに量刑を下げて自判するというようなものである。どのくらい下げるかは、その量刑等にもよる。

事実誤認の場合は、若干の事実誤認があっても判決に影響を及ぼさなければ破棄されないこともあるし、その辺りの兼ね合いは、各裁判官において柔軟に判断されている。

(酒巻委員)

一審で犯罪事実の有無を争っていれば、認められなかった方が当然控訴するので、控訴理由別でみたときに、事実誤認の場合が一番長引くのは当然であろう。

また、控訴申立人別の統計についても、検察官控訴はかなり絞られており、しかもいったん控訴した以上は取り下げないといった前提で、綿密に事前にチェックした上で控訴するかどうかを決めていると思うので、このような結果になるのは当然であろう。

(吉田委員)

事実誤認を理由とする控訴で破棄される場合、もちろん証拠調べをした結果等を踏まえ、ケースバイケースということになるが、おおよそこういう場合には自判し、こういう場合には差し戻すという感覚がもしあれば、教えていただきたい。

(稗田刑事局第一課長)

聞いているところでは、破棄するかどうかということで事実の取調べをしていくと、自判できる状況にある場合がほとんどなので、自判が多くなっているということのようだ。ただ、例えば、一審で全然問題にならなかったような重要な争点が控訴審で出てきて、それについて職権で証拠調べをやってみたところ、やはり一審から調べ直さなければいけないというような場合もあり得るというようなことは聞いたことがある。差し戻すのがそういう場合に限られるわけではなく、ほかにもいろいろバリエーションがあろうかと思う。

(仙田委員)

第1回報告書の210ページの図69と今回の資料2の図29を比べると、近年の平均審理期間の変化は、控訴審の方が一審より短縮の傾向が強い感じがするが、これはどのような事情によるものか。

(稗田刑事局第一課長)

明確な理由は分からないが、かねてから刑事裁判においては一審中心主義ということ非常に強く意識して努力してきており、それが徹底すればするほど控訴審が短くなってくるというのは間違いないであろう。

(仙田委員)

控訴率にはそれほど変化がないのか。

(稗田刑事局第一課長)

最近はほとんど変動がなく、10%強で推移している。

③ 刑事第一審訴訟事件に関するパターン分析について

稗田刑事局第一課長から、資料3に基づき、刑事第一審訴訟事件に関するパタ

ーン分析の概要並びに審理パターンのア（資料３－２）及びイ（資料３－３）の事案について説明がされた。

（高橋座長）

アの事案について、長期化の要因やそれを除去する方策等について示唆するものがないか、意見を伺いたい。

（酒巻委員）

交通事故は、一般に、検察官にとって、どの部分の過失行為を切り出して起訴するかが難しい事件だと思うが、本件は、複雑な多重衝突事故で、当初の訴因が変更され、さらに審理の終盤でもまた訴因が変更されており、時々あるパターンだと言える。また、関係者が多数いるので、証人尋問が多く、期日回数も多い。しかも、これだけやった結果が罰金３０万円ということにも注目したい。

この事件は、公判前の整理手続をやって、まずは訴因を何にするか、それからどういう証拠が必要かについて十分検討しておけば、これほど長期化することは避けられたのではないかという印象を持った。

（前田委員）

この事件は、元々略式でやろうとしていた、あるいは、いったん略式手続に同意していたものを拒否されたというような事案ではないか。

（吉田委員）

この経過を見ていると、恐らく検察官は過失の内容の絞り込みがつかなかったのだらうと思う。もし略式で進めていた事件であれば、こういう結果になるのも分からないではないが、そうでなかったとすると、在宅事件なので起訴までに時間的余裕がないということもないはずであり、出だしはどうだったのかと疑問に思う。

（戸倉審議官）

訴因変更が審理長期化の理由にはなるのだけれど、この事案では、司法研修所で議論していた段階的過失論のように細かい過失の認定を、実際の審理の中でど

こまできちんとやれるのかという感想を持った。

また、一瞬のうちに起こる多重衝突の事案で、各衝突の先後などの争点がどのように結論に影響するものをきちんと見極めることができるのかという疑問を感じた。先ほど酒巻委員も指摘されていたとおり、公判前整理の段階で、結論に影響が出る争点になるかどうかをじっくり検討していく必要があると思う。また、そもそもこの種の事案について、どこまで細かい事実認定を追求すべきなのかということを改めて考えさせられる。刑事事件はどのような事件でも同じ手続で同じようにやるものなのだという建前もあろうが、この事件を見ていると、それもどうかという感じが否めない。

(稗田刑事局第一課長)

手元で確認したところでは、本件は、略式からまわった事件ではないようだ。

(秋吉委員)

もし私が担当裁判官だとしたら、自分が追突したからけがをしたのか、後ろの人が追突してきたのに押されて、それでけがをしたのかという点を被告人が非常に争っているとなると、それが結論にどれだけ影響するのかということも考えないではないが、被告人の言い分をなかなか切り捨てることができず、結局、争点にどっぷりつかってしまうということはあると思う。よく「精密司法」などと言われるが、こういう事件の裁判で果たして本当にそこまで求められているのかということが、もう少しきちんと突き詰められれば、争点整理ができたのではないかと思う。

それから、本件では審理の最後にビデオが証拠として出されているが、一番重要になるかもしれない証拠なので、ビデオがあるかどうかを最初の段階に探せるようなシステムがあれば、また少し違っていたのではないかとも思う。

(高橋座長)

こういう事件でも公判前整理手続は使えるのか。

(前田委員)

同種の事件で公判前整理手続をやった例があると聞いた。

(酒巻委員)

公判前整理手続は、制度上はすべての刑事事件で使えることになっている。裁判員制度の対象事件でなくても、この事案のように審理対象や証拠関係が錯綜しそうな場合には、検察官の方から持ちかけて、公判前整理をしていけば、これほどの混乱は防ぐことができたと思われる。このようなタイプの事件は、これからもあると思う。また、やはり裁判員対象事件ではないが、計算関係等が複雑な財政経済事件でも公判前整理手続は有効性を発揮しうるとと思われる。

(前田委員)

弁護士の方からは、そういう事件では合意書面をきちんと作ればよいと主張してきたところである。

(戸倉審議官)

どちらが先にぶつかったかなどということは、結局当事者本人にも分からないことがある。被告人の利益になるように認定するのであれば、もうちょっと、割り切って認定することでもよいのではないか。そこは、裁判の在り方そのものをどう考えるかということにもつながっていく。

(高橋座長)

次に、イの事案は、争点は少ないのに、被告人質問や証人尋問が非常に多数にのぼったもののようなのだが、こちらについてはどうか。

(酒巻委員)

この事案が長期化したのは、後から急にPTSDが持ち出されたということが発端だろう。私の理解では、PTSDは確かに傷害の結果になり、刑が重くなる要素であろうが、本件は男女関係のもつれという要素も含んでいるようなので、実際にPTSDかどうかということになると、PTSDそれ自体はかなり不明確な面もあり、主観的な問題もあるということで、いろいろな専門家を証人尋問したり、被告人質問をたくさんやることになったようである。審理中は重要な争点

であるように見えたのかもしれないが、ここまで延々とこれを巡る事実関係を調べる必要があったのかなという印象を持った。

(吉田委員)

検察官は、PTSDの訴因を追加する段階で鑑定していないのか。

(酒巻委員)

本件では、鑑定はされていない。あとで証人として聴いている。

(吉田委員)

PTSDを傷害の原因として挙げるときは、検察官としては、普通はきちんと鑑定を思う。本件でも、PTSDであるという診断を出していれば、ここまで複雑にならなかったと思われる。

(戸倉審議官)

首を絞めたことについて傷害で起訴しているものを、訴因変更までしてPTSDを追加したのには、何か理由があったのではないか。

(前田委員)

被害感情が強かったのかもしれない。

(酒巻委員)

このケースでも、アの事案と同じように、やはり第1回公判が始まるのが多少遅くなったとしても、最初の段階で双方で主張の交換をして、検察側がPTSDの傷害結果を主張するのか、それに対する弁護側の準備、それぞれ必要な証人がだれか等を整理してから進行していれば、証人尋問全体の時間を短縮した上で、納得できる審理が可能だったのではないかと思う。

(戸倉審議官)

後からPTSDの症状が出て、それが被害者にとっては一番重い結果だったということで、このような論点が出てきたのではないか。傷害事件では、その当時は認識されていなかった症状が後になって出てきて、いろいろ問題になっていくというようなことは十分あり得る。

(前田委員)

判決でもPTSDが認められているようであり、量刑から見て、結構ひどかったということなのだろう。

(高橋座長)

失敗例のパターンを題材として、長期化を除去するための要素を抽出するという観点からみると、イの事案は、単なる準備不足のパターンで、訴因を追加したところでもう少ししっかり整理しておけばよかったということになるのか。

(稗田刑事局第一課長)

PTSDの事件の場合、事件前後の被害者の様子のどういうところをとらえるのかを絞れば、割とうまくいくのだろうが、その前後の経緯をずっと追っていくとなると、詳細な証人尋問や被告人質問をすることになってしまう。そこで何が間接事実として重要なのかというのを一度整理しておけば、上手に絞れるのではないか。

(酒巻委員)

被害者の感情も配慮すべき重要な要素であるが、今ならば、訴因が追加されたところでいったん止めて期日間整理手続を実施し、争点と証拠を整理した上でその先の計画を立ててから再度進行するという途でうまく対処できたかも知れないと思う。

(戸倉審議官)

当時はPTSDについての診断そのものが難しかったということも挙げられる。鑑定すればすぐ分かったというのであれば、それをしなかったという審理の仕方にも問題があるかもしれないが、以前は病気としてとらえられていなかった症状がPTSDという新しい診断病名で傷害に当たるということになり、恐らくこの診断が非常に難しいため、立証も非常に難しかったのではないか。もっと基準が明確になって、診断が簡単にできるようになれば、これほど期日を重ねなくてもできたのかなという気がする。

(前田委員)

本件でも、期日間整理手続が入れば、もう少し短縮できたかもしれないと思う。

(高橋座長)

ウからオまでの事案については、引き続き次回検討することとする。

④ 民事訴訟に関するヒアリング調査の結果について

戸倉審議官から、資料4のとおりヒアリング調査を行ったこと、次回までに各高裁管内から選定した対象庁すべての調査を終え、結果は次回まとめて報告する予定であることが説明された。

(3) 今後の予定について

次回以降の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第16回 平成18年10月19日(木)午後3時から午後5時まで

第17回 平成18年12月5日(火)午前10時から正午まで

第18回 平成19年1月31日(水)午前10時から正午まで

(以上)